

ドーピング仲裁及び 日本スポーツ仲裁機構（JSAA）について

小川 和茂（おがわ かずしげ）
一般財団法人日本スポーツ仲裁機構
理解増進事業専門職員
<http://www.jsaa.jp>

目次

1.日本スポーツ仲裁機構（JSAA）について

2.違反が疑われる分析結果が報告されると

(1)規律パネル及び日本スポーツ仲裁機構におけるドーピング
仲裁手続

(2)最近の事例から

3.おわりに

1. 日本スポーツ仲裁機構について

- 2003年にJOC、日本体育協会、日本障害者スポーツ協会により
設立
- 2009年から一般財団法人化
- スポーツ紛争を、仲裁・調停という裁判外の紛争解決手続を利用
して解決するための場を安価に提供
Ex. JSAAを利用するためには
仲裁→原則として申立料金50,000円
調停→原則として各当事者が25,000円
- スポーツ法、ドーピング法に関する研究、教育啓発活動も行う

2. 「違反が疑われる分析結果」が報告されると (競技者の尿検体から禁止物質が検出された場合)

(1) 規律パネル及び日本スポーツ仲裁機構におけるドーピング
仲裁手続

(2) 最近の事例から

- 同じ禁止物質でも資格停止期間が違うのはなぜ？

(1) 規律パネル及び日本スポーツ仲裁機構における ドーピング仲裁手続(1/5)

競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在する場合
日本ドーピング防止規程(JADC)2.1.1条は、

「禁止物質が体内に入らないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務である。自己の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ存在が検出された場合には、競技者はその責任を負う。ゆえに、本第2.1項に基づくドーピング防止規則違反を証明するためには、競技者側に使用に関しての意図、過誤、過失又は使用を知っていたことがあったことが示される必要はない。」

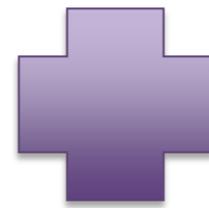
と規定している。

「厳格責任(Strict Liability)」の原則

(1) 規律パネル及び日本スポーツ仲裁機構における ドーピング仲裁手続(2/5)

ドーピング防止規則違反が認定されると、

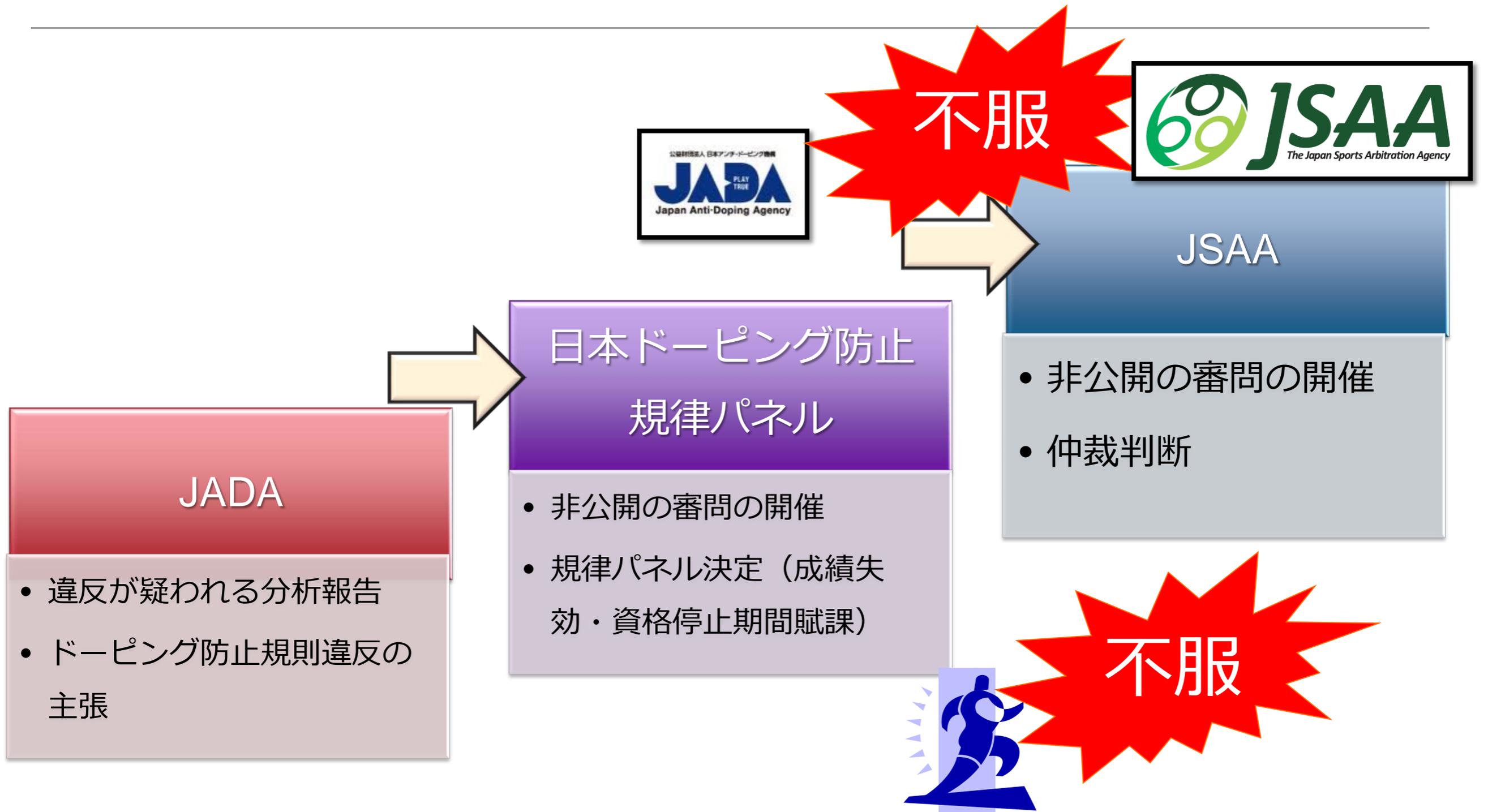
個人の成績の自動的失効(JADC9条)



個人に対する制裁措置として一度目の違反の場合
原則として資格停止期間 2年間(JADC10.2条)

という極めて重たい処分が課される

(1) 規律パネル及び日本スポーツ仲裁機構における ドーピング仲裁手続(3/5)



手続の構造は、「JADA vs. 競技者」 JSAA

(1) 規律パネル及び日本スポーツ仲裁機構における ドーピング仲裁手続(4/5)

・ 日本ドーピング防止規律パネル

- ・ パネリストは法律家、医師、元アスリートの3名から構成
- ・ ドーピング防止規則違反の有無、違反があった場合には制裁を決定

・ 日本スポーツ仲裁機構でのドーピング仲裁手続

- ・ 規律パネルの判断に対する上訴審
- ・ 弁護士・法学を専門とする大学教員から構成される3人のパネリストが判断

(1) 規律パネル及び日本スポーツ仲裁機構における ドーピング仲裁手続(5/5)

規律パネル及びその上訴審でどのようなことを競技者は主張できるのか？

- ドーピング検査手続の不備
- 10.4条
特別な事情の下での特定物質の利用に関する資格停止期間の取消し又は短縮
- 10.5条
例外的事情を理由とする、資格停止期間の取消し又は短縮
 - 過誤又は過失がないこと JADC10.5.1条
 - 重大な過誤又は過失がないこと JADC10.5.2条

資格停止期間の短縮はととても限られた条件の下でのみしか認められることはないのが現状

(2) 最近の事例から(1/3)

- 同じ禁止物質でも制裁期間が違うのはなぜ
 - 2011-002事案、2011年7月6日
検査種別：競技会検査
検出物質：メチルヘキサンアミン（禁止物質・特定物質）
処分：競技大会の成績失効、資格停止6ヶ月
 - 2011-004事案、2011年11月3日
検査種別：競技会検査
検出物質：メチルヘキサンアミン（禁止物質・特定物質）
処分：競技大会の成績失効、資格停止2年間

日本ドーピング防止規程10.4条が適用されるかどうか判断を分けた

10.4 特別な事情の下での特定物質の利用に関する資格停止期間の取消し又は短縮

ドーピング防止規則違反に対する制裁
→**原則2年間**の資格停止（10.2条）

【日本ドーピング防止規程10.4条】

競技者又はその他の人が、**自己の体内に特定物質がいかに入り、又はいかに保有するに至ったかを証明でき、かつ、特定物質の使用が競技者の競技力の向上又は競技力を向上させる物質の使用の隠蔽を目的としたものではないことを証明できる**場合には、第10.2項に定められている資格停止期間は、次のとおり置き換えられるものとする。

1回目の違反 – **将来の競技大会等における資格停止期間を伴わない譴責処分を最低限とし、資格停止期間2年を最高とする措置**

(2) 最近の事例から(3/3)

JADA、競技者本人、監督ならびに競技団体の証言及び提出された証拠によれば、以下の各事実が認められた。

2011-002事案

(1) 今回検出されたメチルヘキサンアミンは、この物質の意図的な服用に起因するものではなく、これを含有していたサプリメントを当該物質が含有していることを知らずに服用したことに起因するものである可能性が高いと合理的に推定される。その意味において、10.4項における自己の体内に当該物質がいかに入ったかについては、証明できたとはいえる。

(2) 他方当該サプリメントは主に本人の健康管理のために摂取されており、競技力の向上や向上させる物質使用の隠蔽を目的としたものではないといえる。

(3) しかし、そうであるとしても、医師の処方に基づく海外通販により入手したサプリメントを安易に服用していたという点に一定の問題があることは否定できない。

2011-004事案

今回検出されたメチルヘキサンアミンについて、意図的な服用でないとして合理的に推定されるものの、自己の体内にいかに入ったかを証明できていない。

3. おわりに

- ドーピング紛争以外のスポーツ紛争の解決もJSAAでは取り扱っている
- 競技者に対しても競技団体に対しても中立
- 紛争が生じた場合には、公平公正かつルールに則った解決が可能なスポーツ仲裁や公正公平な第三者が和解の斡旋（あっせん）を行うスポーツ調停の利用を！
- ドーピング仲裁に限らず、スポーツ仲裁・調停に関する説明も随時開催

ご静聴ありがとうございました。

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構
理解増進事業専門職員 小川 和茂（おがわ かずしげ）

TEL : 03-5465-1415

FAX : 03-3466-0741

Website: www.jsaa.jp

E-Mail: ogawa@jsaa.jp